

写真資料の利用に関する案内

(2019/01/25)

立川市歴史民俗資料館が所蔵・管理する写真資料の利用（閲覧・複製等）に関する案内です。

1. 一般利用できる写真資料

- * 立川市及び立川市教育委員会の刊行物で使用された写真で、管理を歴史民俗資料館が行っているもの。
例：『市制 50 周年記念 写真集たちかわ』（1990 年）、『写真でみる 立川の街づくりーあゆみと今ー』（2001 年）、『今昔写真集 たちかわ』（1975 年）、掲載写真など
- * 歴史民俗資料館所蔵写真（画像）で、著作権等が歴史民俗資料館にあるもの。
例：市民からの寄贈品、資料館の調査等で取得した、自然、歴史、民俗、伝統文化に関する所蔵写真など

※ 但し、以下の写真については利用を制限します

- ・保存に影響を及ぼす恐れのあるもの
- ・未公開、未整理資料であるもの
- ・寄贈者から一定期間一般利用に供さないことを条件に寄贈されたもの
- ・教育委員会が不適当と認めるもの、当館の業務遂行にあたり支障があるもの
- ・法令条例により、一般利用に制限する情報が記載されたもの

2. 閲覧・複製（複写）利用について

※資料の閲覧及び複製等、申請手続き等確認のため、来館利用前に必ず電話等でお問い合わせください。

なお、利用目的と異なる用に供してはならないこと、当館員の指示に従うことが条件です。

また、著作権等が生じる写真については、著作権等の関連法令に遵守した利用に限ります。

複製物の出版物掲載等の利用にあたっては、複製等申請書のほか、「掲載・放映等届」が必要です。

掲載物等には当館提供資料であること明記し、掲載物等の成果物については、1 部納品いただきます。

①立川市等の刊行物写真の閲覧、複製等について

- ・所定の申請書を提出し、承認後に当館員立会いのもと閲覧等行うこと
- ・複製等に際しては、複製物からの複製となります。なお、撮影のため、館外に写真を持ち出す場合については、所定の貸出申請書を提出し、承認を受けることが必要です。また、貸出中に写真の紛失、破損等があった場合は、利用、申請者が責任を負い、弁償にあたるものが条件です

②歴史民俗資料館所蔵写真の閲覧・複製等について

- ・利用の 14 日前までに所定の申請書を提出し、許可後に当館員立会いのもと閲覧等すること
- ・1 回の閲覧等数は 10 点までとする
- ・複製等の方法に際しては、当館員の指示に従うこと

<問い合わせ先>

立川市富士見町 3-12-34 立川市歴史民俗資料館（生涯学習推進センター文化財係）

電話 042-525-0860 FAX042-525-1236

電子メールアドレス bunkazai@city.tachikawa.lg.jp

写真（画像）の利用にあたって Q & A

Q. 写真利用にあたって、料金はかかりますか。

A. 利用料はかかりませんが、複製等で館内の複写機（カーボンコピー）を利用される場合は、規定に基づきコピー代を徴収します。

なお、申請書面の郵送等、利用申請者からの通信費用は送付者の負担でお願いします。

Q. 『市制 50 周年記念 写真集たちかわ』に掲載されている写真を、出版物に掲載利用したいのですが。

A. 資料館に電話か電子メールでお問い合わせください。

利用されたい写真、また利用の目的等をお伝えいただき、掲載等利用できる写真であるかをお答えします。

写真によっては、複製等の可否を確認するため、お問い合わせから 1～2 週間、調査等で時間をいただくことがあります。

利用可能な写真であれば、ご来館いただき、所定の申請手続きのうえ、閲覧、複製等いただけます。

なお、出版物等の写真掲載箇所には、当館所蔵写真であることを記載していただき、出版物を 1 部納品いただくことが条件です。

Q. 利用可能な写真の複製方法を教えてください。

A. 紙焼された写真の複製物から複製いただけます。

- ・ 白黒コピーサービス（A4・A3サイズ、有料1枚10円）
- ・ 写真撮影機材を持ち込み撮影される
- ・ 貸出申請手続きを経て、館外へ持ち出し撮影を行う

なお、写真複製物がない資料については、複製方法について別途指示します。

Q. 資料館所蔵写真での閲覧手続きを教えてください。

A. 電話や電子メールでお問い合わせ、ご相談ください。

閲覧の目的、閲覧対象、分野、年代など、具体的かつ絞り込んだ情報を申し出いただければ、該当写真の有無等について、お待たせする時間は短くなります。

なお、閲覧にあたっては、資料館の開館時間内で、職員立会いのもと行いますので、改めて閲覧日時について、調整させていただきます。予めご了承ください。

Q. 以前、複製申請手続きを行って出版物に掲載した写真ですが、再版再刷するにあたり、再度掲載利用の手続きは必要でしょうか。

A. 再度、利用申請等手続きが必要です。

Q. 立川市ホームページ上に掲載されている昔の写真を利用して、出版物やインターネット上に掲載したいのですが、手続きはどうすればよろしいのでしょうか。

A. 資料館の管理する写真（画像データ）については、複製利用として、所定の申請手続きを行い、承認許諾を得た後に複製利用いただけます。なお、インターネットで利用する場合は、二次利用のできない方法を講じていただくことが利用条件です。